

消費税率引き上げに伴う「港湾幹線道路・摩耶大橋」の料金改定について

神戸市みなと総局

1. 概要

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 5%から 8%に引き上げられることに伴い、「港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）・摩耶大橋」の料金に税率改定分の転嫁を行なうため、料金を改定いたします。

2. 改定内容

(1) 料金

区分	現行料金	改定料金
港湾幹線道路 1 区間及び摩耶大橋	100 円	110 円
港湾幹線道路 2 区間 【新港ランプ～高羽ランプ】	200 円	据え置き
回数券 A（125 枚綴り）	10,000 円	10,300 円
回数券 B（300 枚綴り）	21,000 円	21,600 円

※港湾幹線道路 2 区間は、新港ランプから高羽ランプまでを一貫して通行する場合に限りです。

※身障手帳の提示による料金は、港湾幹線道路 1 区間及び摩耶大橋は 60 円、港湾幹線道路 2 区間は 100 円となります。（1 円単位四捨五入）

(2) 改定時期

平成 26 年 5 月 1 日

(3) 回数券（券面）について

- ・料金の改定に伴い、回数券の仕様を変更いたします。

現行	改定後																		
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">回数券</td> </tr> <tr> <td colspan="2">摩耶大橋・港湾幹線道路回数通行券</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100 円</td> </tr> <tr> <td>通行 1 回限り</td> <td>神戸市</td> </tr> </table>	回数券		摩耶大橋・港湾幹線道路回数通行券		100 円		通行 1 回限り	神戸市	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">回数券</td> </tr> <tr> <td colspan="2">摩耶大橋（1 回）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">港湾幹線道路（1 区間 1 回）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">回数通行券</td> </tr> <tr> <td>1 台限り</td> <td>神戸市</td> </tr> </table>	回数券		摩耶大橋（1 回）		港湾幹線道路（1 区間 1 回）		回数通行券		1 台限り	神戸市
回数券																			
摩耶大橋・港湾幹線道路回数通行券																			
100 円																			
通行 1 回限り	神戸市																		
回数券																			
摩耶大橋（1 回）																			
港湾幹線道路（1 区間 1 回）																			
回数通行券																			
1 台限り	神戸市																		

※販売済みの回数券については、摩耶大橋（1 回）・港湾幹線道路（1 区間 1 回）の通行券としてご利用いただけます。

(4) その他

- ・港湾幹線道路（2 区間）は、「現金 200 円」の他、「回数通行券 2 枚」又は、「回数通行券 1 枚+現金 100 円」でも通行していただけます。

<お問い合わせ先>

神戸市みなと総局

経営企画部総務課 TEL 078-322-5655

神戸港管理事務所

管理課 TEL 078-304-2501